

[参考 3]

音楽の権利処理問題：検討のための基礎資料

	著作者等	著作権等	単独利用	動画を伴う利用
利用態様			* 着メロ * ラジオ番組 * ライブ音声コンテンツ * その他	* 劇場用映画 * テレビ映画 * テレビアニメ * テレビ番組 * ビデオカセット * DVD * ゲーム * その他
音楽著作物	(a)国内曲 作詞・作曲家	自動公衆送信権 (送信可能化を含む)	自動公衆送信権	自動公衆送信権
		複製権 (複製・蓄積する場合)	録音権 (複製・蓄積する場合)	映画録音権 (複製・蓄積する場合)
	(b)外国曲	自動公衆送信権 (送信可能化を含む)	自動公衆送信権	自動公衆送信権
		複製権 (複製・蓄積する場合)	録音権 (複製・蓄積する場合)	映画録音権 (複製・蓄積する場合)
レコード音源	(1)レコード製作者	(a)国内盤 送信可能化権	送信可能化権	送信可能化権
		複製権 (複製・蓄積する場合)	複製権 (複製・蓄積する場合)	複製権 (複製・蓄積する場合)
	(b)洋盤	送信可能化権	送信可能化権	送信可能化権
		複製権 (複製・蓄積する場合)	複製権 (複製・蓄積する場合)	複製権 (複製・蓄積する場合)
	(2)実演家	送信可能化権	送信可能化権	送信可能化権
		録音権 (録音・蓄積する場合)	録音権 (録音・蓄積する場合)	録音権 (録音・蓄積する場合)